平成２８年（フ）第９３号
岡山県倉敷市安江550番地60　市営中洲団地12棟109
債務者　妹尾　奈美
1　決定年月日時　平成28年５月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第２２８号
北九州市若松区迫田町12番２―304号
債務者　守田　桂子
1　決定年月日時　平成28年５月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３８号
福岡県築上郡築上町大字小原583番地４
債務者　出口　美紀
1　決定年月日時　平成28年５月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第４０号
福岡県行橋市大橋２丁目５番３―207号
債務者　江原　正美
1　決定年月日時　平成28年５月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第５０号
福岡県築上郡上毛町大字東下1253番地１
債務者　佐賀　征子
1　決定年月日時　平成28年５月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第４５５号
横浜市泉区上飯田町3672番地４　ボナールＢ206号、破産申立時の住所埼玉県川口市本町１丁目16番15―303号　リンクパラッツォ川口本町
債務者　佐藤　広崇
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５３４号
埼玉県幸手市栄２番８―306号、旧住所埼玉県幸手市東３丁目30番18号
債務者　安達　洋樹
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２３９号
埼玉県三郷市鷹野１丁目238番地７
債務者　河野　健司
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２６２号
埼玉県春日部市南３丁目18番９号
債務者　加藤　隼人
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１１３号
大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地39棟407号、前住所大阪市城東区鴫野東１丁目１番14号丸栄マンション402
債務者　秦野　彰三
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１６４号
大阪府泉南郡岬町淡輪672番地の13
債務者　戸田　**隆**秀
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１７９号
大阪府和泉市鍛治屋町69―３―106号室、住民票上の住所大阪府和泉市納花町28番地
債務者　金谷　宗一
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１９３号
大阪府泉佐野市上瓦屋678番地の14、前住所大阪府泉南郡熊取町七山３丁目1011番地の１―305
債務者　樋口　敦志
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１９８号
大阪府和泉市富秋町２丁目７番40―105号
債務者　田久保潤一
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２０９号
大阪府泉大津市北豊中町２丁目７番37―1001号
債務者　田中みゆき
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２１３号
大阪府貝塚市地藏堂53番地48
債務者　土田歌奈子（旧姓桜井）
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２２１号
大阪府岸和田市中之浜町４番10号
債務者　閑陸志希子
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係